

○放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（平成29年2月8日総情域第9号）〔抜粋〕

（定義）

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

（1）地上基幹放送ネットワーク整備事業

（略）

（2）地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業をいう。

ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化（以下「ループ化等」という。）や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。

イ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域においてループ化等と同時に行う、設置後の年数が別に定める年数を超過した当該ループ化等の対象区域における既設の有線網の更改を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。

一 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。以下同じ。）

二 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。以下同じ。）

三 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。）

四 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。以下同じ。）

五 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。以下同じ。）

六 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

七 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。以下同じ。）